

上富田町家具転倒防止固定器具取付申請書

上富田町長 様

上富田町家具転倒防止固定器具取付事業実施要綱に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、対象世帯であることを確認するため、町が保有する私の世帯に係る住民基本台帳情報及び身体障害者手帳情報を町が閲覧することを承諾します。

| | | | | |
|---|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 1 | 申請日 | 年 月 日 | | |
| 2 | 申請者 (利用者本人) | 住所 | 上富田町 | |
| | | (ふりがな) | | |
| | | 氏名 | 印 | |
| | | 電話番号 | | |
| | | 生年月日 | (明・大・昭・平) | 年 月 日 (歳) |
| 3 | 代理人 | 申請者(利用者本人)以外の方が申し込む場合はご記入ください。 * 事前調査日及び取付日に立ち会っていただく場合があります。 | | |
| | | 住所 | | |
| | | (ふりがな) | | |
| | | 氏名 | | |
| | | 電話番号 | | |
| 4 | 対象世帯 (該当者に○印) | 1. 町内に住所を有する65歳以上の高齢者一人世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、当該世帯員により金具等の取付が困難な方 | | |
| | | 2. 町内に住所を有する障害者一人世帯又は障害者のみで構成されている世帯で、身体障害者手帳の(1級~3級)交付を受けており、当該世帯員により金具等の取付が困難な方 | | |
| | | 3. 1及び2に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める方 | | |
| 5 | 取付希望金具 (台数を記入) | 取付けは、下記の3種類で1対象世帯合計3台以内です。 | | |
| | | タンス(台) | 本棚(台) | 食器棚(台) |
| | | | | |
| 6 | 家屋の種類 (該当に○印) | ・持ち家 ・借家(一戸建て、アパート、マンション等含む) ・町営住宅 ・県営住宅 ・その他() | | |
| 7 | 家主の承諾 (持ち家や県営住宅の場合は不要です。 町営住宅の場合は町役場 建設課まで。) | この申請により、家具転倒防止固定器具を家具と家屋に取り付けることに承諾します。 | | |
| | | 年 月 日 | | |
| | | 所有者又は管理者 住 所 | | |
| | | 氏 名 | | 印 |

※必要事項をご記入、押印の上、総務課①番窓口へご提出下さい。

※必ず、裏面の注意事項をご確認下さい。

○注意事項

1 対象世帯について

- (1) 町内に住所を有する一般家庭住居で、表面の4のいずれかに該当する世帯です。
- (2) ご利用は、1世帯につき1回です。
- (3) 対象世帯の方でも長期入院者及び施設入所者などは除きます。

2 対象家具について

- (1) 取付できる対象家具は「タンス」、「本棚」、「食器棚」の3種類で、1対象世帯全部で3台以内です。
- (2) 壁の種類や形状などによっては、取付けができない場合があります。
又、器具の取付けに際しては、家具や壁、柱をネジなどで連結する場合、ネジ穴等のキズがつきます。
- (3) 取付けに伴う住居の改造(柱や壁などの補強)や家具の移動等及び利用者確認後の点検等はできません。
- (4) 対象家具以外(テーブル、机、イス、電化製品等)への取付けはできません。

3 申し込みと事前調査及び取付日等について

- (1) 申し込みは、代理の方でもできますが事前調査及び取付日には立ち会っていただく場合があります。
- (2) アパートやマンションなど賃貸物件の場合は、家主の承諾が必要です。
表面7に、家主の記名と押印をお願いします。(ただし、持ち家及び県営住宅の場合は不要です。)
なお、町営住宅の場合は、「町営住宅模様替え(増築)承諾申請書」の規定に準じますので、町役場建設課で承諾を取得して下さい。
- (3) 申し込み後、町で審査(対象世帯の確認など書類審査)の上、後日、町から利用者へ「申請決定通知書」を送付いたします。なお、審査の結果、「申請却下通知書」を送付する場合があります。
- (4) 申請の決定通知に基づき、利用者に対し取付け金具等や取付日などの協議をするための事前調査にお伺いさせていただき連絡(目安として約1週間以内に連絡)後、ご自宅までお伺い致します。
なお、申し込み者多数等により若干事前調査の連絡が遅滞する場合がありますので、ご了承下さい。
- (5) 町から利用者への「申請決定通知書」は、書類審査上のものであり、事前調査の結果、取付けを希望する家具が上記2の(2)等の理由により取付けができなくなる場合がありますので、ご了承下さい。
- (6) 事前調査日と取付日には、必ず、利用者(又は代理人の方含む。)の立会いが必要です。
- (7) 取付日は、事前調査のときに利用者(又は代理人の方含む。)と協議の上、決定致します。
諸事情により、ご希望の日にできない場合がありますので、ご了承下さい。
- (8) 取付けが完了したら、利用者(又は代理に方)は「完了報告書」の利用者確認欄に記名と押印をしていただきます。
- (9) 基本的に、事前調査及び取付日は、土、日、祝日(年末年始含む)はできません。
- (10) 本事業は、家具転倒防止を完全に保証するものではなく、地震が発生した際の被害の軽減を図るものであり、万一、本事業で固定された家具が災害時等に転倒し、利用者が被害又は損害を被ったとしても、町はその損害賠償の責めは負いかねます。

お問合せ先 : 上富田町総務課 0739-47-0550(代表)